

28年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	H29. 2. 24	H29. 3. 1	次の者に関する平成26年12月14日執行第47回衆議院議員総選挙の選挙運動に関する収支報告書〇〇	48	1													東京都情報公開条例第7条第4号に該当収支報告書の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課
2	H28. 11. 30	H29. 3. 6	政治資金収支報告書に添付された領収書等の写し（団体名は別紙 63団体）	3261	1						1	1						東京都情報公開条例第7条第2号及び第4号に該当個人に関する情報で特定の個人を識別できるものは非開示とする。領収書等の印影等については、偽造等による犯罪の予防のため非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
3	H28. 11. 30	H29. 3. 6	政治資金収支報告書に添付された領収書等の写し（団体名は別紙 33団体）				1											当該文書は、実施機関では取得、作成しておらず、存在しないため。	選挙管理委員会事務局総務課
4	H29. 2. 23	H29. 3. 23	平成27年分収支報告書に添付されている高額領収書等の写し（団体名は別紙 20団体）	2639	1						1	1						東京都情報公開条例第7条第2号及び第4号に該当個人に関する情報で特定の個人を識別できるものは非開示とする。領収書等の印影等については、偽造等による犯罪の予防のため非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
5	H29. 3. 17	H29. 3. 31	〇〇及び〇〇の平成22年、23年、24年分に係る「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」、「少額領収書等の写しに係る開示請求書」、「少額領収書等の写しに係る開示決定通知書」（写し）	6	1						1							東京都情報公開条例第7条第2号に該当個人に関する情報で特定の個人を識別できるものは非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課